

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター
京建物カルテ規程（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、京建物カルテ基本方針に基づき、京建物カルテの作成について必要な事項を定めることを目的とする。

（京建物カルテ）

第2条 公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「当財団」という。）は、次の各号に掲げる情報等を京建物カルテとして作成する。

- （1）基礎情報 外観写真、付近見取図
- （2）文化情報 建物の概要、由緒・沿革、建物の特徴、考察、その他
- （3）建物情報 現況調査（こけ、下がり、雨漏り、劣化、設備・配管）

ただし、対象建物が木造でない場合、目視による現況調査には限界があるため、部分的又は作成不可となることがある。

- （4）図面等 配置図・平面図

2 前項2号から4号のうち、申請者の希望により、または、調査条件等によりいずれかのみで作成とすることができる。

3 第1項4号の配置図で測量が困難な場合等は、建物周辺部の適当な敷地までとすることができる。

4 第1項4号は、申請者の希望により、立面図を追加することができる。

（対象）

第3条 当財団は、当該建物が次の各号すべての要件に適合する建物である場合、京建物カルテを作成する。

- （1）京都市に存する建物
- （2）築50年以上を経過した歴史的な建物
- （3）原則として、現在又は過去に住宅又は商いを営んでいた建物
- （4）原則として、3階建て以下の建物
- （5）・その時代の特徴を表し、歴史的な価値が認められる建物
・独自性に優れ、意匠的な価値が認められる建物
・地域で愛され、その土地固有の文化を伝承してきた建物

（6）著しい改変がなされておらず、建築当時の様子がよく残されている建物。ただし、改変により歴史的な価値が付加されたものは対象とする。

（7）原則として、出入口が面する路地等の有効幅員が概ね1.2m以上ある建物

（事前相談）

第4条 京建物カルテを申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出し事前に相談を行う。

- (1) 付近見取図（建物の所在地が確認できる地図等）
- (2) 建物の外観及び内観（各部屋）の写真
- 2 申請者は、原則として、当該建物の所有者のみとする。
- 3 当財団は第1項に規定する事前相談があった場合、担当者が当該建物の現地確認を行い、申請書類及び提出書類を正し、申請者に受付の可否を知らせる。
- 4 当該建物の規模、状況に応じて別表2に基づき作成料を算定して申請者に提示する。

（申請）

第5条 申請者は、前条の事前相談の後に、京建物カルテ申請書（第1号様式）と別表第1に掲げる申請手数料および次の各号に掲げる書類等を、当財団に提出する。

- (1) 3ヶ月以内に発行された登記事項証明書の写し（建物）又はその内容を確認できるもの
- 2 申請者は、京建物カルテ作成に必要となる家屋内立ち入り調査に同意する。（家屋内立ち入り調査の同意・第1号様式）
- 3 申請者が、代理人による申請手続を行おうとする場合は、代理となる者に委任し、委任状（申請手続にかかる代理について・第1号様式）を提出する。
- 4 申請者又は申請者から委任を受けた者は、申請書を提出する時に、身分証明書を提示する。

（受付）

第6条 申請者は、第4条第4項で提示の作成料を確認の上で本申請とし、当財団は申請を受理し、第3条の適合性の審査を行う。

（作成依頼）

第7条 当財団は、第11条第2項による答申を受け、第3条の規定に適合すると判断した場合は、京町家カルテ調査員に協力を依頼し、建物カルテの作成を行う。

（諮問）

第8条 当財団は第6条で受理した申請について、次の各号の内容を京町家カルテ規定における京町家カルテ委員会（以下、「委員会」という）に諮問する。

- (1) 第6条で受理したものが第3条に規定する適合性
- (2) 第7条で作成した京建物カルテの内容

（交付等）

第9条 当財団は第11条第2項の答申を受け、交付が認められると判断した場合は、申請者に対し京建物カルテ発行書（第2号様式）と京建物レポートを交付する。

- 2 当財団は、京建物カルテ交付時に作成費用として第4条第4項で提示した金額を申請者から徴収する。
- 3 当財団は、第11条第2項の答申を受け、第3条の規定に適合しないと判断した

場合は、申請者に京建物カルテ不適合通知書（第3号様式）を通知し、申請書に添えられた添付書類を返却する。この場合、申請手数料は返却しない。

（個人情報）

第10条 この事業を実施するに当たり、京建物カルテ作成に従事する者及び委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 然るべき理由の元に事業上の秘密に属する事項を発表する場合は、当財団の個人情報保護規程に準じる。

第2章 審議

（委員会）

第11条 当財団は、次に掲げる各号を委員会で審議する。

（1）第2条に規定する情報等に関すること

（2）第3条に規定する対象要件に関すること

（3）その他京建物カルテ作成事業に関し理事長が必要と認めるもの

2 委員会は当財団の諮問を受けて第8条の各号について審議し、委員長が結果について、委員会の終了後速やかに、理事長に答申しなければならない。

（報酬）

第12条 委員会の委員には、別表3に掲げる報酬を支払うことができる。

第3章 雑則

（その他）

第13条 当財団は第9条により交付した京建物カルテを申請者若しくはその相続人、又は建物所有者の申し出があった場合は、再度交付することができる。

2 申請者及びその相続人からの申し出による前項の規定に基づく手数料は、別表4のとおりとする。

3 建物所有者（申請者又はその相続人以外の者）からの申し出による第1項の規定に基づく手数料は別表5のとおりとする。

（委任）

第14条 京建物カルテの管理及び運用に関し、この規程に定めのない事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、令和元年6月24日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1

種 別	
申請手数料	5,090円

別表 2

種 別	作成料 延床 100 m ² 以下	
作成料	90,000円	延床面積が広い場合 特殊な建物の場合等 状況に応じて算定
敷地が広大な場合	割増料金を算定	
遠隔地の場合	割増料金を算定	
立面図の追加	面数ごとに加算	

別表 3

種 別	報酬 (源泉徴収所得税控除後)
内容の審議 (1件ごと)	5,000円
現地確認	5,000円

別表 4

種 別	手数料
申請者及びその相続人の申し出による再交付	5,090円

別表 5

種 別	手数料
建物所有者 (申請者又はその相続人以外の者) の申し出による再交付	30,550円